穴水町醸造用ブドウ振興対策事業補助金交付要綱

（目的）

第１条　能登ワインの原料である醸造用ブドウの安定した生産量の確保及び産地の持続に資するため、町内に住所及びほ場を有する生産者に対し、補助金を交付することとし、その交付に関しては、穴水町補助金交付規則（平成9年規則第9号）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助対象者）

第２条　町内に住所及びほ場を有し、能登ワイン株式会社と醸造用ブドウの長期取引契約（全量出荷）を締結した者、かつ町税を滞納していない者とする。

（補助金の対象事業及び経費）

第３条　補助金の交付対象事業は面積がおおむね２アール以上のほ場において実施する醸造用ブドウを新植する農家に対する支援として、棚、垣根の設置資材、土壌改良、苗木の購入、育成に要する経費とする。

２　前項に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めた経費

３　補助の対象となる経費は、消費税及び地方消費税等相当額を除いた経費

（補助金の額等）

第４条　補助金の額は、別表のとおりとする。

２　補助金の交付は、対象ほ場１箇所につき１年度あたり１回のみとする。

（補助金の対象期間）

第５条　補助金の交付は、令和２年度から令和６年度までに施工する事業を対象とする。

２　未収益期間の栽培管理経費については、植栽の翌年度から４年間とする。

（補助金の交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書（様式第１号）に必要書類を添えて町長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第７条　町長は、前条に規定する交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認められるときは補助金の交付決定を行い、申請者に決定通知書（様式第２号）により通知するものとする。

（補助金の実績報告等）

第８条　申請者は、補助事業が完了したときは、実績報告書（様式第３号）に必要書類を添えて速やかに町長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第９条　町長は、前条に規定する報告を受けたときは、実績報告書等の書類の審査及び検査等により、適切と認めたときは、額の確定通知書（様式第４号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付及び請求）

第10条　前条の規定により補助金の額を確定したときは、申請者に補助金を交付するものとする。

２　申請者は補助金の交付を請求しようとするときは、補助金請求書（様式第５号）を町長に提出するものとする。

（補助金の返還）

第11条　町長は、申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。但し、災害の発生、当事者の死亡その他申請者の責めによらない理由による場合を除く。

　（１）この要綱に違反したとき。

　（２）不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（その他）

第12条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

　　　附　則

（施行期日）

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

別表

１　補助金の交付単価（限度額）

（１）既存の棚を活用し、新植する場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 交付額 | 内　　容 |
| 10アール当たりの  交付単価 | 資材購入費の3分の1に相当する額  （上限額10万円） | 土壌改良費  苗代  育成費 |

（２）新たに棚・垣根等を設置し、新植する場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 交付額 | 内　　容 |
| 10アール当たりの  交付単価 | 資材購入費の3分の1に相当する額  （上限額30万円） | 棚・垣根等資材費  土壌改良費  苗代  育成費 |

※　いずれも資材購入費のみとし、施工費は対象としない。また、算定した額に1,000円未満の額がある場合は、これを切り捨てる。

（３）未収益期間の栽培管理経費

|  |  |
| --- | --- |
|  | 交付額 |
| 10アール当たりの  交付単価 | 28,000円（植栽の翌年から4年間） |

※　算定した額に1,000円未満の額がある場合は、これを切り捨てる。

様式第１号（第６条関係）

　　年　　月　　日

穴　水　町　長　　様

（申請者）

住　所

氏名及び代表者名

連絡先

穴水町醸造用ブドウ振興対策事業補助金交付申請書

　穴水町醸造用ブドウ振興対策事業補助金交付要綱第６条の規定に基づき、補助金の交付について関係書類を添えて申請します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請の事業 | □　（１）既存の棚を活用し、新植  □　（２）新たに棚・垣根等を設置し、新植  □　（３）未収益期間の栽培管理経費（　　年目） | |
| ブドウ苗の品種・数量 | ／　　　　　本 | |
| 補助対象地 | 穴水町　字 | |
| 補助対象面積 | ㎡ | |
| ほ場の所有者 |  | |
| ほ場の耕作者 |  | |
| 補助事業に要する経費 | 円 | |
| 補助金交付申請額 | 円 | |
| 事業等の実施期間 | 開　　始 | 補助金交付決定日 |
| 完了予定 | 年　　　月　　　日 |
| 添付書類  　・位置図（住宅地図等）  　・設置費等明細書（見積書）  　・所有者と耕作者が異なる場合は、賃貸借等の契約が分かる書類（15年以上）  　・能登ワイン(株)との出荷契約書の写し | | |

|  |
| --- |
| **※町税納付状況等確認同意書**  　この補助金の審査のため、町担当者が私の町税納付状況を税務担当部署へ照会することに対し同意します。  氏　名（自署）　　　　　　　　　　　　　　　㊞ |

様式第２号（第７条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　様

穴　水　町　長

穴水町醸造用ブドウ振興対策事業補助金交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった、穴水町醸造用ブドウ振興対策事業補助金については、同補助金交付要綱第７条の規定により審査したところ、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

１　事業内容　　　　当該補助金交付申請書記載のとおり

２　交付決定額　　　金　　　　　　　　円

３　交付条件

（１）　補助事業完了後速やかに事業完了実績報告書にその補助事業に係る書類を添えて町長に報告しなければならない。

（２）　補助事業に係る領収書等の事実を証明する一切の書類及び帳簿等は、随時提出できるよう整備し、補助事業完了の日の属する年度の翌年度から３年間保存しなければならない。

（３）　補助事業者は、穴水町補助金交付規則及び穴水町醸造用ブドウ振興対策事業補助金交付要綱に従わなければならない。

様式第３号（第８条関係）

年　　月　　日

穴　水　町　長　　様

（申請者）

住　所

氏名及び代表者名

連絡先

穴水町醸造用ブドウ振興対策事業補助金実績報告書

年　　月　　日付け、第　　　号により補助金交付決定のあった穴水町醸造用ブドウ振興対策事業が完了したので、同補助金交付要綱第８条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実施した事業 | □　（１）既存の棚を活用し、新植  □　（２）新たに棚・垣根等を設置し、新植  □　（３）未収益期間の栽培管理経費（　　年目） | |
| ブドウ苗の品種・数量 | ／　　　　　本 | |
| 補助対象地 | 穴水町　字 | |
| 補助対象面積 | ㎡ | |
| ほ場の所有者 |  | |
| ほ場の耕作者 |  | |
| 補助事業に要した経費 | 円 | |
| 補助金の交付決定額  及び精算額 | 円  （交付決定額　　　　　　　　　　円） | |
| 事業等の実施期間 | 開　　始 | 年　　　月　　　日 |
| 完　　了 | 年　　　月　　　日 |
| 添付書類  　・完了を証する写真  　・購入伝票及び請求書の写し  ・その他町長が必要と認める書類 | | |

様式第４号（第９条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

様

穴　水　町　長

穴水町醸造用ブドウ振興対策事業補助金の額の確定通知書

年　　月　　日付けで実績報告のあった穴水町醸造用ブドウ振興対策事業については、同補助金交付要綱第９条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

補助金の額の確定額　　金　　　　　　　　　　　円

様式第５号（第10条関係）

年　　月　　日

穴　水　町　長　　様

住　所

氏　名

穴水町醸造用ブドウ振興対策事業補助金請求書

年　　月　　日付け、第　　　　号により補助金の額の確定通知のあった穴水町醸造用ブドウ振興対策事業補助金として、下記の金額を交付されるよう同補助金交付要綱第10条の規定により請求します。

記

　　　　　　　　請　求　額　　　　　　　　　　　　円

　　　　　　　　　　　　（振　込　先）　金融機関

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　口座番号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　口 座 名